

五、會員證りたる時付、各役員を推挙し、機関を設けその執行に擔すること
六、開始當時は小資本より始めて成る可く、生活必需品より開始すること、例へば米、木炭等々々

七、完成を期しての純益金は各會員の需要高に應じて毎月各自會員の所持せるカードに期す、之を定期總會の決議により、資金に繰入れるか、適宜に配当すること
八、物品の購買方法は一口拂込の者に対しては十円迄のものを、之に順じて購買する
九、購買金及小資格の拂込は各工場、会計日に係員が集金するように計り、其初度カードに領収の捺印すること

十、組合の事務又は現業に携はるものは、当初は篤志家等は爭議による犠牲者の内より適當と認めらる、者を之に任じ拡張に伴い有給とすること
十一、事業の盛況良好の際は益を拡張を計り、各区に支部を設け、將來は之を取合団体となし又物品の融通上、外部の消費組合とも聯絡をとること

附、以上の計畫をなし吾々無産階級の福利増進を遂行せんとするものであり
以上、規約は出来得ることなり本部に一任したいと思ひます
以上、以上の計畫に対する事業の小資本は本部に一任

(二) ▲日本労働農党

積極的支持に關する件 (本所第三支部提出)

理由 説明 栗原徳一

我等は日本労働農党支持を聲明して総同盟と別れた。そして今や結党の日より半歳を越へて居る。東京府を始め組合同盟、全日本農民組合、組合総聯合、其他僱友団体によつて世交支部は早くも全国的に出現せし、あるが、未だ組合員即黨員の實があつて居ない

故に本案を提出し以つて日本労働農党の拡充を期せんとする

方法

左の決議をなし本組合は眞に実行に入ると共に各僚友組合に大會の名を以つて本案の趣意を送達すること

決議

- 一、関東合同労働組合、組合員は即時、日本労働農党に入黨すべきこと。
- 一、爾後、関東合同労働組合に加入する労働者は同時に日本労働農党に入黨せしむべきこと

左決議す。